**平成２８年（フ）第３０号**
埼玉県秩父市上宮地町25番４号　丸越マンションアパートＡ101
債務者　吉田　　学
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

**平成２８年（フ）第６６号**
岐阜県土岐市泉町大富241番地の１　　松浦荘
債務者　奥村　　健
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　岐阜地方裁判所多治見支部

**平成２８年（フ）第３０７号**
静岡県伊豆市松ケ瀬296番地の５
債務者　長澤　祐司
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３３４号**
静岡県三島市広小路町６番５号　コーポ杉山Ⅷ202、前住所静岡県三島市松本282番地の14ＢＥＳＴＨＯＵＳＥ華202
債務者　後藤　良則
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３３５号**
静岡県伊東市松原942番地の１　猪山住宅１－307号
債務者　小山　和子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３４号**
京都府福知山市字堀2197番地の２　セトルフィールドⅢ　105号、前住所兵庫県神崎郡市川町保喜101番地
債務者　松原　洋一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２８年（フ）第７０２号**
大阪府羽曳野市河原城789番地の６
債務者　ＭＲオートファクトリーこと　松村新吾
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第７７２号**
堺市南区晴美台４丁１番２－109号
債務者　床並　紳伍
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第７８４号**
堺市南区晴美台３丁14番９－110号
債務者　上沢　祐治
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
大分県臼杵市大字吉小野4166番地
債務者　竹尾　吉晴
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第１０１号**
北海道室蘭市絵鞆町１丁目３－29ハイツグリーンサイド絵鞆105号室、住民票上の住所北海道室蘭市絵鞆町２丁目12番２－107号
債務者　大野　展永
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
　　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

**平成２８年（フ）第２０２号**
盛岡市青山３丁目11番４－302号、旧住所盛岡市高松１丁目13番17号　アーバンレイクⅡＥ号
債務者　尾ケ瀬　茂
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第２６１号**
盛岡市津志田中央２丁目１番97号　アルビレオＢ－105号
債務者　植野　尚美
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
　　盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第５３８号**
仙台市宮城野区岩切字昭和北39番地　レオパレスレスト岩切209、従前の住所仙台市宮城野区福田町１丁目10番10－105号
債務者　相原　和子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
　　仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第６０号**
福島県会津若松市中央３丁目１番８－201号ライオンズマンション中央公園、前住所福島県会津若松市門田町大字御山字村下284番地の１　２棟508号
債務者　室井　　仁
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第７０号**
福島県会津若松市城東町１番102号　市営住宅小田垣団地１棟16号、前住所福島県会津若松市一箕町大字亀賀字藤原197番地
債務者　松崎　美香（旧姓竹田）
1　決定年月日時　平成28年10月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
　　福島地方裁判所会津若松支部破産係